

平成26年5月22日

各 位

会社名 株式会社西武ホールディングス
代表者 取締役社長 後藤 高志
(コード番号：9024東証一部)
問合せ先 執行役員広報部長 西山 隆一郎
(TEL. 04-2926-2645)

役員報酬体系の見直しおよび
株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬体系の見直しをおこない、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、取締役および監査役の報酬額を改定し、また、取締役（社外取締役を除きます。）に対して報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することのご承認を求め、議案を、平成26年6月25日開催予定の当社第9回定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止

従来の役員退職慰労金制度を平成26年6月25日開催予定の当社第9回定時株主総会終結をもって廃止し、当該定時株主総会によって重任される取締役と監査役および当該定時株主総会後も引き続き在任する取締役と監査役に対し、在任期間などに応じた役員退職慰労金の打ち切り支給をおこなうことのご承認を求めます。なお、打ち切り支給の時期につきましては、各人の役員退任時といたします。

また、第8回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役および当該定時株主総会の終結の時をもって退任する取締役に対して退職慰労金を贈呈することについてもご承認を求めるといたしました。

2. 取締役および監査役の報酬額の改定

平成17年12月21日開催の株式会社プリンスホテル臨時株主総会において、株式移転による当社の設立が決議された際に、当社取締役の報酬額については、月額15百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）、当社監査役の報酬額については、月額5百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化や今般の役員報酬体系の見直しによる役員退職慰労金制度の廃止、また、経営の機動性や報酬設計の柔軟性を高めるため、取締役および監査役の報酬額について下記のとおり改定することのご承認を求めます。

- ① 取締役の報酬額については、月額を年額に改めるとともに、年額600百万円以内（うち社外取締役分として60百万円以内）と改定いたします。
- ② 監査役の報酬額についても、月額を年額に改めるとともに、年額100百万円以内と改定いたします。

なお、現在の取締役は11名（うち社外取締役2名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）ですが、当該定時株主総会に付議する取締役および監査役の選任議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は12名（うち社外取締役2名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）となります。

3. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与

当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象に、その報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより一層強めることにより、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるため、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することのご承認を求めるものです。

なお、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して付与する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）にかかる取締役の報酬等の額は、上記2の金銭による報酬額とは別枠として、公正価値分として年額250百万円以内とし、その他の内容は、別紙のとおりといたします。

【別紙：当社取締役に対して付与する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）について】

1. 新株予約権の割当ての対象者

当社取締役（社外取締役を除きます。）

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式は当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とします。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合をおこなう場合には、次の算式により付与株式数の調整をおこない、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併をおこない新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転をおこない新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率などに応じ必要と認める株式数の調整をおこなうことができるものといたします。

3. 新株予約権の総数

各事業年度にかかる当社定時株主総会の日から1年間以内の日に当社の取締役（社外取締役を除きます。）を割当先として発行する新株予約権の上限は1,000個といたします。

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルなどにより算出した公正価額を払込金額とします。なお、当該払込金額は、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとします。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該各新株予約権の行使により交付される付与株式数に1株あたり1円を乗じた金額とします。

6. 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で当社取締役会が定める期間とします。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日（死亡した場合を除きます。）の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとします。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会が定めるものとします。

8. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得につきましては、当社取締役会の承認を要するものとします。

9. 行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとします。

10. 新株予約権のその他の内容

上記2から9までの細目および新株予約権に関するその他の内容などにつきましては、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めることとします。

以上